

令和7年 第9回 海津市農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和7年9月5日（金） 午後2時00分～午後2時37分

2 開催場所 平田農村環境改善センター(SSドローンプラザ) 1階会議室

3 出席委員（30名）

1番 伊藤憲生	2番 神田春夫	3番 伊藤白行	4番 飯田直満
5番 古川 守	6番 林 哲也	7番 中村 伸	8番 加賀重彦
9番 牧野友彦	10番 加藤 忍	11番 寺倉照秋	12番 伊藤幸弘
	14番 野津憲雄	15番 伊藤 豊	16番 後藤昌宏
	18番 諏訪博保		20番 岡田郁夫
21番 菱田一義	22番 伊藤宗人	23番 瀬古安志	24番 堀田勝彦
25番 服部清和	26番 荒川逸夫	27番 大橋 功	28番 伊藤勝代
	30番 赤尾浩幸	31番 大橋政良	32番 加藤和幸
	34番 松田脩一	35番 寺倉百合子	

4 欠席した委員（4名）

13番 高木 栄 17番 川瀬明久 19番 伊藤正覚 33番 伊藤幹男

5 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名
- (2) 報告第7号 農地法3条の3第1項の規定による届出の受理報告について
- (3) 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について
- (4) 議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

6 出席した事務局職員

事務局長 後藤、総括課長補佐兼農地係長 古川、会計年度任用職員 白木

7 総会議長

神 田 春 夫

8 議事録署名委員

22番 伊藤宗人 23番 瀬古安志

9 会議の概要 開会（午後2時）

◎議長

それでは、本日の出欠状況について、報告します。13番 高木委員、17番 川瀬委員、19番 伊藤委員、33番 伊藤委員より欠席の報告を受けおります。

本日の出席委員は34名中30名。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定にする定足数、過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは只今より、令和7年 第9回海津市農業委員会総会を議事日程に基づき進めて参りますので、よろしくお願い致します。

◎議長

日程第1 会議録署名委員の指名について、議長より指名してよろしいか。

【「異議なし」の声あり】

◎議長

異議なしと認めます。よって、22番 伊藤委員、23番 瀬古委員を指名しますので、よろしくお願い致します。

続きまして、日程第2 報告第7号 農地法3条の3第1項の規定による届出の受理報告について、事務局に説明を求めます。

◎事務局（古川総括課長補佐兼農地係長）

1ページをご覧ください。

報告第7号 農地法3条の3第1項の規定による届出の受理報告について

農地法3条の3第1項の規定による届出を、別紙のとおり受理したので報告する。

令和7年9月5日提出 海津市農業委員会長 神田春夫

2ページのとおり、9件の届け出があり関係者に受理書を送付したことを報告するものです。

◎議長

以上で報告第7号を終わります。

続きまして、日程第3 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局（古川総括課長補佐兼農地係長）

3ページをご覧ください。

議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和7年9月5日提出 海津市農業委員会 神田春夫

所有権移転案件 4件です。

受付番号109番 海津町帆引新田字四番割●●●●番、畑、973㎡。

譲渡人、海津町、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。申請事由：農業経営拡大

受付番号110番 平田町今尾字西区●●●●番、畑、381㎡。

譲渡人、愛知県江南市、●●●●。譲受人、安八郡輪之内町、●●●●。

申請事由：新規就農

受付番号111番 南濃町山崎字南条畑●●●●番 外1筆、畑、計210㎡。

譲渡人、南濃町、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。

申請事由：贈与

受付番号112番 南濃町田鶴字宮西●●●●番、田、210㎡。

譲渡人、神奈川県大和市、●●●●。譲受人、南濃町太田、●●●●。

申請事由：贈与

別記3審査書に基づき許可要件を満たすものと考えます。以上です。

◎議長

説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。

受付番号109番の案件について、12番 伊藤委員お願いします。

◎12番 伊藤委員

受付番号109番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大です。

譲渡人は、労力不足で営農縮小を図り、譲受人は、経営面積を拡大するため売買されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議長

続きまして、受付番号110番の案件について、6番 林委員お願いします。

◎6番 林委員

受付番号110番の案件については、申請の目的は、新規就農です。

譲渡人は、遠方で適切な管理ができないため営農縮小を図り、譲受人は、家庭菜園を行うため売買されるもので、問題ないと判断しました。譲渡人は、名古屋で歯医者をやっており、今尾まで戻れないということで売買されるもので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号１１１番の案件について、５番 古川委員お願いします。

◎５番 古川委員

受付番号１１１番の案件について、申請の目的は、贈与です。

譲渡人は、労力不足で営農縮小を図り、譲受人は、自宅の隣接地であり家庭菜園を行うため贈与を受けられるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号１１２番の案件について、１番 伊藤委員お願いします。

◎１番 伊藤委員

受付番号１１２番の案件について、申請の目的は、贈与です。

譲渡人は、遠方で適切な管理ができないため営農縮小を図り、譲受人は、自宅に近く、経営面積を拡大するため贈与を受けられるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手願います。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第３６号 農地法第３条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第３６号 農地法第３条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可と決定します。

続きまして、日程第４ 議案第３７号 農地法第４条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 （古川総括課長補佐兼農地係長）

４ページをご覧ください。

議案第３７号 農地法第４条の規定による許可申請に対する意見について

農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和7年9月5日提出 海津市農業委員長 神田春夫

受付番号113番

海津町帆引新田字四番割●●●●番 外1筆、畑、現況 宅地、計1,451㎡。

申請人：海津町、●●●●。転用目的：一般個人住宅・倉庫。

この案件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地である第1種農地で、許可区分では、集落接続に該当するものと判断します。既に住宅・倉庫として利用されている追認案件となり、被害防除では、周囲は申請人の所有地で、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。以上です。

◎議長

説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。

では、受付番号113番について、12番 伊藤委員お願いします。

◎12番 伊藤委員

受付番号113番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅・倉庫です。

申請者は、本年2月に相続により取得されましたが、祖父により昭和57年ごろから居宅・納屋などとして、隣接の住宅と一体利用されており、その是正をされるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。

【挙手する者なし】

◎議長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議長

挙手全員ですので、議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

続きまして、日程第5 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてですが、受付番号119番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限を受ける案件となりますので、この案件のみをまず議題とします。●●番 ●●委員退席願います。

【●●番 ●●委員退席】

◎議長

事務局に説明を求めます。

◎事務局（古川総括課長補佐兼農地係長）

5ページをご覧ください。

議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和7年9月5日提出 海津市農業委員会 会長 神田春夫

受付番号119番

平田町今尾字四ツ谷川並●●●●番 外1筆、畑及び雑種地、現況畑、計1,385㎡。

譲渡人：平田町、●●●●。譲受人：東京都港区、●●●●合同会社。

転用目的：太陽光発電施設

この案件の農地区分は、中山間地域等に存在する生産性の低い農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。

被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、周囲に農地はなく、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。以上です。

◎議長

説明が終わりました。それでは、平田町代表の3番 伊藤委員から意見を賜りたいと存じます。

◎3番 伊藤委員

受付番号119番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。

譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、申請されるもので、周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議長

意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手願います。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。受付番号119番の議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手多数 28名】

◎議 長

挙手多数ですので、受付番号119番の議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

●●番 ●●委員、入室して下さい。

【●●番 ●●委員入室】

◎議 長

続きまして、受付番号119番を除く、議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 （古川総括課長補佐兼農地係長）

再度5ページをご覧ください。議案説明は先ほどのとおりです。

受付番号114番 海津町安田新田字八町●●●●番 外1筆、畑、計922㎡。

譲渡人：海津町、●●●●。譲受人：愛知県あま市、株式会社 ●●●●。

転用目的：太陽光発電施設

この案件の農地区分は、相当数の街区を形成している第2種農地であると判断します。

被害防除では整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。なお、この案件は、賃貸として令和7年7月31日付け西濃林第869号の4で5条許可を得ていますが、所有権の移転として再度申請されるもので、同時に許可取消願いが提出されています。

受付番号115番 平田町今尾字江東区●●●●番、田、現況畑、492㎡。

譲渡人：平田町、●●●●。譲受人：愛知県豊田市、●●●●。

転用目的：リサイクル業 資材置場

この案件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地である第1種農地で、許可区分では、集落接続に該当するものと判断します。被害防除では、整地してコンクリート敷にされ、外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号116番 平田町今尾字馬島●●●●番、田、現況宅地、206㎡。

譲渡人：海津町、●●●●。譲受人：平田町、●●●●。

転用目的：一般個人住宅・駐車場

この案件の農地区分は、住宅のように供する施設等が連たんする第3種農地で、既に住宅・駐車場として利用されている追認案件となり、被害防除では、周囲に農地はなく、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号117番 平田町今尾字鯉池川並●●●●番、田、現況畑、363㎡。

譲渡人：愛知県江南市、●●●●。譲受人：安八郡輪之内町、株式会社 ●●●●。

転用目的：鉄骨・土木工事業 残土置き場

この案件の農地区分は、住宅のように供する施設等が連たんする第3種農地で、被害防除では、現況のまま使用され、周囲に農地はなく、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号118番 平田町今尾字四ツ谷川並●●●●番 外3筆、畑、現況雑種地、計1,986㎡。

譲渡人：安八郡輪之内町、●●●● 外3名。譲受人：羽島市、●●●● 株式会社。

転用目的：コンクリート製品置場

この案件の農地区分は、中山間地域等に存在する生産性の低い農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。既に資材置場として利用されている追認案件となり、被害防除では、周囲に農地はなく、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号120番 平田町仏師川字村中●●●●番、田、現況畑、894㎡。

譲渡人：京都市下京区、●●●●。譲受人：東京都港区、●●●●合同会社。

転用目的：太陽光発電施設

この案件の農地区分は、相当数の街区を形成している第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号121番 南濃町庭田字三之輪●●●●番 外1筆、田、計1,391㎡。

譲渡人：大垣市、●●●●。南濃町、●●●● 外1名。

譲受人：広島県広島市、株式会社 ●●●●。

転用目的：太陽光発電施設。

この案件の農地区分は、概ね10ha未満の規模の一団の農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号122番 南濃町庭田字三之輪●●●●番、畑、26㎡。

譲渡人：大垣市、●●●●。譲受人：東京都渋谷区、●●●● 株式会社。

転用目的、農地区分、許可区分、被害防除などは、受付番号121番と同じです。

受付番号123番 南濃町山崎字南条畑●●●●番、畑、現況宅地、1.25㎡。

譲渡人：南濃町、●●●●。譲受人：安八郡神戸町、●●●●。

転用目的：一般個人住宅。

この案件の農地区分は、概ね300m以内に美濃山崎駅がある第3種農地で、既に住宅として利用されている追認案件となり、境界に擁壁が施工されており、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号124番 南濃町松山字坪ノ内●●●●番、畑、202㎡。

譲渡人：名古屋市緑区、●●●●。譲受人：和歌山県橋本市、●●●●。

転用目的：農業用 資材置場

この案件の農地区分は、中山間地域等に存在する生産性の低い農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、整地のみで利用され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号125番 南濃町境字万条●●●●番、畑、794㎡。

譲渡人：南濃町、●●●●。譲受人：養老郡養老町、●●●●。

転用目的：貸自動車整備工場敷地

この案件の農地区分は、街区に占める宅地面積の割合が40%超である第3種農地で、被害防除では、周囲に農地はなく、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号126番 使用貸借案件です。海津町馬目字西方●●●●番、畑、846㎡。

使用貸人：海津町、●●●●。使用借人：海津町、●●●●。転用目的：飲食店舗。

この案件の農地区分は、二管の埋設沿道で概ね500m以内に高須歯科、海津明誠高校があり、幅員4m以上の沿道区域である第3種農地で、既に一部が駐車場として利用されていた追認案件となり、被害防除では、周囲に農地はなく、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号127番 平田町今尾字西区●●●●番 外2筆、田畑、現況宅地、644㎡。

使用貸人：平田町、●●●●。使用借人：同所、●●●●・●●●●。

転用目的：一般個人住宅。

この案件の農地区分は、住宅の用に供する施設等が連たんする第3種農地で、既に住宅と

して利用されていた追認案件となり、被害防除では、現状のまま利使用され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号128番。南濃町徳田字南立代●●●●番 外1筆、田畑、現況畑、377㎡。

使用貸人：南濃町、●●●●。使用借人：大垣市、●●●●。転用目的：一般個人住宅。

この案件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地である第1種農地で、許可区分では、集落接続に該当するものと判断します。被害防除では、境界にL型擁壁等を施工され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。 以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。

では、受付番号114番について、23番 瀬古委員お願いします。

◎23番 瀬古委員

受付番号114番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。

賃貸借契約で許可を得ましたが取り消しされて、売買で再度許可申請されたもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号115番から117番及び127番について、6番 林委員お願いします。

◎6番 林委員

受付番号115番の案件については、申請の目的は、リサイクル業の資材置場です。

譲受人は、金属等の改修・リサイクル業務を行う会社の代表取締役であり、申請地南側の住宅も取得し転居されて、一体利用されるもので、周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用される予定でしたが、実はこれ私、隣の田で営農やっております、ものすごい蛇の巣になっております。現在は、草刈りを行うと必ず1回に二、三匹、蛇を切ってしまう畑でしたので、立会いの司法書士やら、改良組合長とも整地だけでは許さんと、コンクリートできちっとやらないと、今度の人たちが、買った方が噛まれるよという話をしましたら、蛇が大嫌いだそうでコンクリートで覆うことになりました。

次に、受付番号116番の案件については、申請の目的は、住宅・駐車場です。

昭和44年ごろより譲受人の両親が借り受けて、住宅・美容院として使用していたものを是正されるものです。

次に、117番の案件については、申請の目的は、残土置き場です。

先ほどの3条申請のときに話した歯医者の方の土地でありまして、譲受人は、鉄骨・土木工事業を営んでおり、南側の宅地・北側の雑種地と一体利用され、現況のまま使用されるものです。

次に、受付番号127番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅です。

申請人の先代が昭和43年に住宅等を建てており、その後、相続により取得されましたが、その是正をされるものです。これちなみに私の隣の家でありまして、住宅建てるのになんで農転しなかったのかと、ずいぶん問いましたけど、先代がもう亡くなって20年も経っている方なので、業者もわかりませんので、是正をしますという話になりました。いずれの案件も問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号118番について、30番 赤尾委員お願いします。

◎30番 赤尾委員

受付番号118番の案件については、申請の目的は、コンクリート製品置場です。

譲受人は、鉄骨・土木工事業を営んでおり、南側の宅地・北側の雑種地と一体利用され、現況のまま使用されるものです。隣接の工場と一体利用されており、その是正をされるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号120番について、17番 川瀬委員が、受付番号121番・122番及び128番については、13番 高木委員が欠席されておりますので、事務局で補足説明をお願いします。

◎事務局 （古川総括課長補佐兼農地係長）

受付番号120番の案件について、譲受人でございますけれども、申請の目的は太陽光発電施設でございます。

今回申請人は事業適地を探しておりまして、今回申請人と協議が整ったということで、申請をされたということでございます。被害防除につきましても、整地のみで使用されるとか、外周にフェンスを使用されるとかということがございますので、問題ないと判断をさせていただきました。

次に128番でございますけれども、使用借人は現在アパートにお住まいでございますが、義理のお父様から土地を借りて住宅を建てられるということで申請に至ったというようなことでございます。被害防除につきましても適切に実施されるということでございますので問題ないと判断させていただきました。以上でございます。

◎議 長

121番と122番についても。

◎事務局（古川総括課長補佐兼農地係長）

はい。121番と122番につきましても、申請者が再生可能エネルギーの事業者でございまして、事業適地を探している。ということで、協議が整ったことでの申請ということでございます。以上でございます。

◎議 長

続きまして、受付番号123番について、5番 古川委員お願いします。

◎5番 古川委員

受付番号123番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅です。

隣地売却に伴う境界確定測量により、譲受人の住宅がはみ出でいることが判明し、その部分の贈与を受け是正されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号124番について、15番 伊藤委員お願いします。

◎15番 伊藤委員

受付番号124番の案件については、申請の目的は、農業用資材置場です。

譲受人は、申請地東側に農地を所有していますが接道しておらず、維持管理を行うため、農業用の資材置場や駐車スペースとされるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号125番について、1番 伊藤委員お願いします。

◎1番 伊藤委員

受付番号125番の案件については、申請の目的は、貸自動車整備工場敷地です。

譲受人は、隣接地にて自動車販売・修理業を営み、業務拡張に伴い工場が手狭になったため整備工場を建築し、自社に貸付されるもので、周囲に農地もなく、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号126番について、11番 寺倉委員お願いします。

◎11番 寺倉委員

受付番号126番の案件については、申請の目的は、飲食店舗です。

使用借人は、親から申請地を借り受け、スペイン料理店を始められるもので、周囲に農地もなく、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手願います。

【挙手する者なし】

◎議 長

件数も何件かありますが、よろしいですか。それでは質問・意見等もないようですので、質疑を終結し採決致します。受付番号119番を除く、議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手多数 28名】

◎議 長

はい、挙手多数ですので、受付番号119番を除く、議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

◎議 長

本日本日の議題は全て終了いたしました。これで閉会といたします。

総会閉会（午後2時37分）

議事録署名者

22 番

23 番

議 長